

# 令和 8 年度

## 共同募金配分事業募集要項



申請されるみなさまへ

共同募金に求められている「じぶんの町を良くするしくみ」のため、市民の皆さまから応援いただける活動に対し申請をお願いします。

社会福祉法人  
福岡県共同募金会小郡市支会

## 1. 目的

小郡市における地域福祉活動やボランティア活動を行う福祉団体及びボランティア団体等を対象に、その活動を支援するため『共同募金配分金』を財源に配分します。

## 2. 対象団体

主に小郡市内を活動範囲として地域福祉活動やボランティア活動等を行っている次の団体とします。

- ① 地域福祉活動の推進のために活動している団体
- ② 高齢者、障がい児・者、児童等の福祉向上のために活動をしているボランティア団体
- ③ 高齢者、障がい児・者、児童等の福祉向上のために活動をしている当事者団体、あるいは当事者の家族団体
- ④ ボランティア団体、あるいは当事者団体、当事者の家族団体等、複数の団体がネットワーク化を図り、地域のさまざまな福祉ニーズに対応することを目的とした連絡会

※ただし、次の要件を満たしている団体に限ります。

- ① 代表者がいること
- ② 団体の構成員が5人以上であること
- ③ 1年以上継続した活動実績があり、今後も継続的な活動が見込まれること
- ④ 活動に対し、営利を目的とした報酬を得てないこと。ただし、交通費などの実費支給は除く
- ⑤ 定款または規約、会則等を有する団体
- ⑥ 事業計画書・予算書・事業報告書・決算書が団体等の総会にて承認（議決）を得ていること
- ⑦ 会計帳簿の整備等、会計事務が円滑に行われていること
- ⑧ 特定の企業・政党・宗教団体などから独立して運営されていること

## 3. 配分対象事業・配分金額

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施する事業・活動で以下の事業に関わる経費に配分を行います。

| 事業名  | 内 容                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規配分 | ・来年度（令和8年度）事業として初めて申請を行う団体若しくは、本年度（令和7年度）に初めて配分決定を受けた団体に、10万円を上限に事業費を配分します。ただし、2年以内の配分とします。 |
| 一般配分 | ・高齢者、障がい児・者、児童、生活困窮などの事業費の確保が困難な団体に活動を継続するために前年度配分額を原則上限に事業費を配分します。                         |

※ 他から助成を受けている場合は、使途が重複しない費用に限り申請できます。

## 4. 配分対象経費

配分対象経費及び配分対象外経費は次のとおりとします。

配分対象となる経費の例

| 項 目     | 詳 細                                |
|---------|------------------------------------|
| 報 償 費   | 外部に依頼した講師などに支払う謝礼および交通費            |
| 旅費交通費   | 活動のための交通にかかる費用(高速代、駐車料金も含む)        |
| 保 険 料   | 事業の実施にかかる保険料                       |
| 通信運搬費   | 切手代、宅配便代、電話代など                     |
| 印刷製本費   | チラシや資料の作成、印刷代、コピー代                 |
| 備品購入費   | 事業の実施にかかる備品の購入費                    |
| 消 耗 品 費 | 事業の実施にかかる消耗品<br>用紙、文房具、その他の事務用品購入費 |
| 賃 借 料   | 会場の借用費および冷暖房費など                    |
| 会 議 費   | 団体の資質向上を目的とする研修、会議等実施時の簡素な茶菓など     |
| そ の 他   | 上記以外で必要な費用                         |

配分対象とならない経費

| 項 目   | 詳 細                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 飲 食 費 | 親睦を目的とする飲食費                                           |
| 慶 弔 費 | 慶弔費や交際費等に関連する経費                                       |
| 人 件 費 | 団体の役員や構成員に対する手当や謝金に関わる経費<br>団体に雇用している職員、または構成員に対する人件費 |
| 負 担 金 | 上部団体への負担金や加入組織の会費等に関わる経費                              |
| 予 備 費 | 予備費として計上する経費                                          |

## 5. 手続きの流れ

|       |                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 請   | 令和7年9月16日（火）～12月15日（月）<br>【様式1～3及び必要書類の提出】                                                                       |
| ▼     |                                                                                                                  |
| 審 査   | 12月下旬～2月中旬<br><u>※必要に応じてヒアリングを行います。</u>                                                                          |
| ▼     |                                                                                                                  |
| 配分決定  | 3月上旬<br><u>審査や募金の結果を勘案して、本会において配分を決定します。</u><br>決定後、申請された団体には採否結果を書面にてお知らせします。<br>※配分額が要望額より減額、あるいは却下されることがあります。 |
| ▼     |                                                                                                                  |
| 配分金請求 | 4月上旬<br>配分交付が決定した団体には、配分金請求書等必要な書類を送付しますので、必要書類を提出してください。                                                        |
| ▼     |                                                                                                                  |
| 配分金交付 | 6月頃から                                                                                                            |
| ▼     |                                                                                                                  |
| 精算報告  | 事業終了後もしくは年度終了後1カ月以内に、実績報告書を提出してください。なお事業実施年度終了後、団体で決議した事業報告書及び決算書を提出してください。                                      |

## 6. 申請方法について

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出期限 | 令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月） 午後 4 時まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 提出場所 | 〒838-0126 小郡市二森 1 1 6 7-1<br>小郡市総合保健福祉センター（あすてらす）内<br>共同募金会小郡市支会<br>TEL 0942-73-1120 / FAX 0942-72-5694<br>※本会まで持参してください。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 提出書類 | <p>申請書【様式 1～3】は小郡市社会福祉協議会ホームページよりダウンロードしてお使いください。</p> <p>ダウンロードできない場合は、本会窓口にて配布します。</p> <p>①共同募金配分金申請書【様式 1】<br/>         ②団体調書【様式 2】<br/>         ③共同募金配分金事業計画書・収支予算書【様式 3】<br/>         ④定款または規約、会則<br/>         ⑤団体名簿<br/>         ⑥令和 6 年度事業報告書・決算書<br/>         ⑦令和 7 年度事業計画書・予算書<br/>         ⑧<u>団体PR資料、活動に関する資料など</u><br/>         ⑨その他必要なもの</p> <p>※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。</p> |

## 7. その他

### （１）赤い羽根共同募金配分金の明示について

小郡市民の皆さまから寄せられた貴重な浄財であり、地域福祉推進のための大切な財源です。そのため寄付者に対して使い道を示すことは、共同募金への理解を深めていただくためにも大変重要です。

- ・配分を受けた事業を実施する場合は、「赤い羽根共同募金」からの配分金であることを明示してください。
- ・イベントや講演会などの場合には、資料やチラシに配分を受けた旨の明示をしてください。

### （２）個人情報の保護について

- ・活動を通じて知りえた個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。